

消防消第205号
消防救第239号
平成17年10月7日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁消防・救急課長

消防庁救急企画室長

救急隊員の適正な労務管理の確保に係る検討について（通知）

近年、救急出場件数が増加の一途をたどっており、それに伴い救急隊員の時間外勤務の恒常化が見受けられることから、救急隊員の心身の疲労回復、事故の防止等の観点から適正な労務管理の徹底が求められています。

こうした状況を踏まえ、消防庁においては、救急隊員の適正な労務管理の確保、ひいては救急業務の適正水準の確保に資するため、平成16年11月、管轄人口30万人以上の消防本部を対象に、救急出場件数の多い救急隊に係る労務管理の取組状況について調査を実施したところであり、これらの調査結果を分析するとともに、学識経験者及び消防関係者を交え、対応方策の検討を行ってきました。

今後、救急需要の多い地域を管轄する消防本部におかれましては、救急隊員の適正な労務管理の確保を図るため、地域の実情を踏まえ、下記に掲げる対応方策1から4までのいずれかについて検討していただくようお願いします。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いします。

記

1 組織体制の強化

救急出場件数の多い地域においては、当該地域における救急隊の増隊、救急隊が配置されていない分署や出張所への救急隊の配置、新たに開所する分署や出張所への救急隊の配置等、組織体制の強化について検討すること。

なお、救急隊の配置にあたっては、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第15条に定める基準に基づき整備すること。

2 客観的な基準に基づく交替

出場件数、時間外勤務時間、走行距離等、客観的に把握管理できる指標を活用した一定の基準を設け、救急隊員の活動実績が当該基準を上回った時点で救急隊員の交替、休憩の付与を行うといった対応について検討すること。

なお、上記の調査においては、救急出場件数が1当務で10件、深夜の勤務が連続4時間、機関員については走行距離が100キロメートルという基準を設けている本部もあったので、別添資料に示すこれらの例も参考にしつつ、本部の実情を踏まえた基準について検討すること。

3 勤務形態の工夫

消防職員の交替制勤務の多くは二部制、三部制といった、24時間交替制勤務の形態を採用しているが、深夜の休憩時間帯（仮眠時間）に時間外勤務が多く発生し、その結果、十分な休憩（仮眠）が確保されていない本部も見受けられる。

このような状況を踏まえ、現在の勤務形態に代えて、時間外勤務の抑制又は拘束時間の短縮に資する勤務形態として、別添資料に示す①昼夜週休3交替制勤務、②8時間4交替制勤務、③30日間を単位とした交替制勤務などを参考にしつつ検討すること。

なお、この場合にあっては、当該勤務形態を、例えば、救急需要の多い一部の救急隊にのみ適用するなど、適用範囲を限定する取扱いも可能であること。

4 昼間帯における再任用職員等の活用

交替制勤務において、救急出場の多い昼間の時間帯に再任用職員、任期付短時間勤務職員を部隊要員として活用することについて検討すること。

担当：消防庁消防・救急課職員第一係
佐々木・織田 TEL 03-5253-7522

なお、後日消防庁から「救急業務の適正水準確保のための組織体制のあり方及び消防の再任用制度のあり方に関する意見交換会 意見交換結果」を送付しますので、併せて参照願います。

客観的な基準に基づく交替について

1 出場件数で基準値を設定

1 当務内の救急出場件数が、ある基準値に達した時点で、他の消防隊員（ポンプ隊など）と交替し休憩時間の確保を図るもの。

この場合は、救急救命士や救急標準課程を修了した者などの救急隊員有資格者を交替要員として消防隊に多く配置する必要があること、交替後に消防隊が出場する災害が発生した場合の労務管理、深夜での交替といった人事管理面などの課題がある。

なお、救急出場件数の基準値を1当務当たり10件としている消防本部があった。

2 時間外勤務時間で基準値を設定

1 当務内の深夜勤務時間帯に勤務が連続した場合は、仮眠時間が確保されなくなることから、深夜における勤務時間が連続した場合に、消防隊員（ポンプ隊など）と交替し休憩時間の確保を図るものであるが、この場合、1と同様な課題もある。

なお、深夜の連続勤務時間の基準値を4時間としている消防本部があった。

3 走行距離で基準値を設定

1 当務内の救急自動車の走行距離がある基準値を超えた場合、他の消防隊員（ポンプ隊など）と交替し休憩時間の確保を図るものであるが、この場合、1と同様な課題もある。

本来ならば救急隊3名全員の交替が望ましいが、救急隊員の資格の関係から3名全員の交替が困難な場合は、長距離を走行した場合、特に疲労の蓄積が大きいと考えられる機関員の交替を優先することも考えられる。

なお、走行距離の基準値を1当務当たり100kmとしている消防本部があった。

4 救急隊以外の勤務日を勤務サイクルに設定

① 救急自動車に乗務しない日を勤務サイクルで示す

救急自動車以外の乗務日を作ることで、救急隊員と他の消防隊員の交替を実施している。

例えば、2交替勤務の隊員で、2当直続けて救急自動車に乗務したら、3当直目は消防ポンプ自動車に乗務をするなど、勤務サイクルに組み込んで予め示す。

② 救急隊員は常時4名当直とし、うち1名を交替で他の消防隊に乗務

救急隊の正規配置である4名を常時出勤させ、うち3名を救急隊に乗務させ、残る1名を消防隊に乗務させることで、1当直のなかで必要に応じて交替させる。

時間外勤務の抑制又は拘束時間の短縮に資する勤務形態について

消防職員の勤務体制は、一般の事務職員と同様の勤務体制をとる毎日勤務と交替で勤務を行う交替制勤務とに大別され、さらに交替制勤務は 24 時間勤務の 2 部制や 3 部制と、24 時間拘束ではない、例えば、一番方午前 6 時～午後 2 時、二番方午後 2 時～午後 10 時、三番方午後 10 時～翌朝午前 6 時のような番方交替制勤務などがある。

救急出場件数の多い救急隊を有する消防本部にあっては、部分的にこのような番方交替制勤務を導入することも有効ではないかと考えられる。

ここでは、その番方交替制勤務について紹介する。

休日は、原則として暦日休日制をとっている。例えば、午前 8 時から翌日の午前 8 時までの労働と、同じく午前 8 時から翌日の午前 8 時までの非番とを繰り返す 24 時間勤務の場合にも、暦日休日制の原則が適用され、非番の継続 24 時間は休日と認めず、したがって、さらに非番日の翌日に休日を与えなければ、休日を与えたことにはならない。上記にあるように一週毎に番方が替わる場合、暦日の休日を与えなければならぬとすれば、交替前の一番方及び二番方には二暦日の休日を与えなければならぬこととなる。このようなことは週休制をとった立法の趣旨に合致しないことになるので、番方交替制の場合で次のいずれにも該当するときは、休日は継続 24 時間を与えれば差し支えないとしている。

- ① 番方交替制によることが就業規則等により定められており、制度として運用されていること。
- ② 各番方の交替が規則的に定められているものであって、勤務割表等によりその都度設定されるものではないこと。

■ 番方交替制勤務ローテーションの例

番方交替制勤務は、時間外勤務の抑制又は拘束時間の短縮に資する勤務形態であるが、勤務ローテーションを円滑に行うには若干の人員増が必要である。そのため、消防本部内のすべての交替制勤務者に採用するのは困難であるが、救急出場件数の多い一部の救急隊に対し採用することは有効であると考え、参考までに紹介する。

- ① 昼夜週休 3 交替制勤務
- ② 8 時間 4 交替制勤務
- ③ 30 日間を単位とした交替制勤務

※ ③の交替制勤務は実際に消防本部で採用されています。

[表の見方]

A、B、C・・・班

①、②、③・・・配置隊員

①、②、③・・・再任用職員等による代替隊員

①昼夜週休3交替制勤務

○第1週

勤務時間	正規の勤務時間	休憩	1日(日)	2日(月)	3日(火)	4日(水)	5日(木)	6日(金)	7日(土)	
8:30~17:30	8時間	1時間	A①②③	A①②③	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A①②③	A班 40時間
17:30~8:30	8時間	7時間	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A①②③	A①②③	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B班 40時間
C週休 C日勤 B週休 B週休 A週休 A週休 C週休 (40時間)										

○第2週

勤務時間	正規の勤務時間	休憩	8日(日)	9日(月)	10日(火)	11日(水)	12日(木)	13日(金)	14日(土)	
8:30~17:30	8時間	1時間	A①②③	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A①②③	A①②③	A班 40時間
17:30~8:30	8時間	7時間	B④⑤⑥	A①②③	A①②③	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B④⑤⑥	B班 40時間
C週休 B週休 B週休 A週休 A週休 C週休 C日勤 (40時間)										

○第3週

勤務時間	正規の勤務時間	休憩	15日(日)	16日(月)	17日(火)	18日(水)	19日(木)	20日(金)	21日(土)	
8:30~17:30	8時間	1時間	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A①②③	A①②③	C⑦⑧⑨	A班 40時間
17:30~8:30	8時間	7時間	A①②③	A①②③	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A①②③	B班 32時間
B週休 B日勤 A週休 A週休 C週休 C週休 B週休 (40時間)										

○第4週

勤務時間	正規の勤務時間	休憩	22日(日)	23日(月)	24日(火)	25日(水)	26日(木)	27日(金)	28日(土)	
8:30~17:30	8時間	1時間	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A①②③	A①②③	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	A班 40時間
17:30~8:30	8時間	7時間	A①②③	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A①②③	A①②③	B班 32時間
B週休 A週休 A週休 C週休 C週休 B週休 B日勤 (40時間)										

○第5週

勤務時間	正規の勤務時間	休憩	29日(日)	30日(月)	1日(火)	2日(水)	3日(木)	4日(金)	5日(土)	
8:30~17:30	8時間	1時間	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A①②③	A①②③	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	A班 32時間
17:30~8:30	8時間	7時間	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A①②③	A①②③	C⑦⑧⑨	B班 40時間
A週休 A日勤 C週休 C週休 B週休 B週休 A週休 (40時間)										

○第6週

勤務時間	正規の勤務時間	休憩	6日(日)	7日(月)	8日(火)	9日(水)	10日(木)	11日(金)	12日(土)	
8:30~17:30	8時間	1時間	B④⑤⑥	A①②③	A①②③	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A班 32時間
17:30~8:30	8時間	7時間	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A①②③	A①②③	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B班 40時間
A週休 C週休 C週休 B週休 B週休 A週休 A日勤 (40時間)										

- 【特徴】
- 1 勤務パターン:基本的には昼勤・夜勤・週休を2日間ずつ繰り返す
 - 2 拘束時間:昼一日9時間、夜一日15時間(昼夜ともそれぞれ休憩時間を含む)
 - 3 交替班数:3班
 - 4 変形期間:3週間
 - 5 救急隊1隊あたりの配置人員:9人
 - 6 連続した週休を確保し、土・日の週休がすべての職員に均等に配置されるようにした
 - 7 週休日を日勤日に変更し、勤務時間数を調整している

- 【長所】
- 1 隊員はいつも同じメンバーで固定され、毎直メンバーが入れ替わることがない
 - 2 週休の曜日がすべての隊員に均等に配置されている
 - 3 昼一日の超過勤務が発生しにくい

- 【短所】
- 1 2交替と比較すると、配置人員を1人増員する必要がある
 - 2 週休は8:30~8:30で24時間確保されているとは言え、すぐ前後にまで勤務が割り振られている

②8時間4交替制勤務

○第1週

勤務時間	正規の勤務時間	休憩	1日(日)	2日(月)	3日(火)	4日(水)	5日(木)	6日(金)	7日(土)	A班	B班	C班	D班			
0:00~9:00	8時間00分	7:00~8:00	A①②③	A①②③	D⑩⑪⑫	D⑩⑪⑫	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	48時間00分 (①②)40時間00分						
8:00~17:00	8時間00分	12:00~13:00	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A①②③	A①②③	D⑩⑪⑫	D⑩⑪⑫	C⑦⑧⑨	40時間00分						
15:00~24:00	8時間00分	18:00~19:00	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A①②③	A①②③	D⑩⑪⑫	40時間00分						
			D週休		D週休		C週休 (①週休)		C週休 (②週休)		B週休		B週休		A週休	

○第2週

勤務時間	正規の勤務時間	休憩	8日(日)	9日(月)	10日(火)	11日(水)	12日(木)	13日(金)	14日(土)	A班	B班	C班	D班			
0:00~9:00	8時間00分	7:00~8:00	B④⑤⑥	A①②③	A①②③	D⑩⑪⑫	D⑩⑪⑫	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	48時間00分 (①③)40時間00分						
8:00~17:00	8時間00分	12:00~13:00	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A①②③	A①②③	D⑩⑪⑫	D⑩⑪⑫	40時間00分						
15:00~24:00	8時間00分	18:00~19:00	D⑩⑪⑫	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A①②③	A①②③	40時間00分 (④⑤)32時間00分						
			A週休		D週休 (④週休)		D週休 (⑤週休)		C週休 (③週休)		C週休 (①週休)		B週休		B週休	

○第3週

勤務時間	正規の勤務時間	休憩	15日(日)	16日(月)	17日(火)	18日(水)	19日(木)	20日(金)	21日(土)	A班	B班	C班	D班			
0:00~9:00	8時間00分	7:00~8:00	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A①②③	A①②③	D⑩⑪⑫	D⑩⑪⑫	C⑦⑧⑨	40時間00分 (②③)32時間00分						
8:00~17:00	8時間00分	12:00~13:00	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A①②③	A①②③	D⑩⑪⑫	48時間00分						
15:00~24:00	8時間00分	18:00~19:00	D⑩⑪⑫	D⑩⑪⑫	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A①②③	40時間00分 (④⑥)40時間00分						
			A週休		A週休		D週休 (⑥週休)		D週休 (④週休)		C週休 (②週休)		C週休 (③週休)		B週休	

○第4週

勤務時間	正規の勤務時間	休憩	22日(日)	23日(月)	24日(火)	25日(水)	26日(木)	27日(金)	28日(土)	A班	B班	C班	D班			
0:00~9:00	8時間00分	7:00~8:00	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A①②③	A①②③	D⑩⑪⑫	D⑩⑪⑫	40時間00分						
8:00~17:00	8時間00分	12:00~13:00	D⑩⑪⑫	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A①②③	A①②③	48時間00分 (⑤⑥)40時間00分						
15:00~24:00	8時間00分	18:00~19:00	A①②③	D⑩⑪⑫	D⑩⑪⑫	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B④⑤⑥	40時間00分						
			B週休		A週休		A週休		D週休 (⑤週休)		D週休 (⑥週休)		C週休		C週休	

○第5週

勤務時間	正規の勤務時間	休憩	29日(日)	30日(月)	1日(火)	2日(水)	3日(木)	4日(金)	5日(土)	A班	B班	C班	D班			
0:00~9:00	8時間00分	7:00~8:00	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A①②③	A①②③	D⑩⑪⑫	40時間00分						
8:00~17:00	8時間00分	12:00~13:00	D⑩⑪⑫	D⑩⑪⑫	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A①②③	40時間00分						
15:00~24:00	8時間00分	18:00~19:00	A①②③	A①②③	D⑩⑪⑫	D⑩⑪⑫	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	48時間00分 (⑦⑧)40時間00分						
			B週休		B週休		A週休		A週休		D週休		D週休		C週休	

○第6週

勤務時間	正規の勤務時間	休憩	6日(日)	7日(月)	8日(火)	9日(水)	10日(木)	11日(金)	12日(土)	A班	B班	C班	D班			
0:00~9:00	8時間00分	7:00~8:00	D⑩⑪⑫	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A①②③	A①②③	40時間00分						
8:00~17:00	8時間00分	12:00~13:00	A①②③	D⑩⑪⑫	D⑩⑪⑫	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B④⑤⑥	40時間00分						
15:00~24:00	8時間00分	18:00~19:00	B④⑤⑥	A①②③	A①②③	D⑩⑪⑫	D⑩⑪⑫	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	48時間00分 (⑦⑨)40時間00分						
			C週休		B週休 (⑩週休)		B週休 (⑪週休)		A週休 (⑨週休)		A週休 (⑦週休)		D週休		D週休	

○第7週

勤務時間	正規の勤務時間	休憩	13日(日)	14日(月)	15日(火)	16日(水)	17日(木)	18日(金)	19日(土)	A班	B班	C班	D班			
0:00~9:00	8時間00分	7:00~8:00	D⑩⑪⑫	D⑩⑪⑫	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A①②③	40時間00分						
8:00~17:00	8時間00分	12:00~13:00	A①②③	A①②③	D⑩⑪⑫	D⑩⑪⑫	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	40時間00分						
15:00~24:00	8時間00分	18:00~19:00	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A①②③	A①②③	D⑩⑪⑫	D⑩⑪⑫	C⑦⑧⑨	40時間00分 (⑧⑨)32時間00分						
			C週休		C週休		B週休 (⑫週休)		B週休 (⑩週休)		A週休 (⑧週休)		A週休 (⑨週休)		D週休	

○第8週

勤務時間	正規の勤務時間	休憩	20日(日)	21日(月)	22日(火)	23日(水)	24日(木)	25日(金)	26日(土)	A班	B班	C班	D班			
0:00~9:00	8時間00分	7:00~8:00	A①②③	D⑩⑪⑫	D⑩⑪⑫	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B④⑤⑥	40時間00分						
8:00~17:00	8時間00分	12:00~13:00	B④⑤⑥	A①②③	A①②③	D⑩⑪⑫	D⑩⑪⑫	C⑦⑧⑨	C⑦⑧⑨	40時間00分						
15:00~24:00	8時間00分	18:00~19:00	C⑦⑧⑨	B④⑤⑥	B④⑤⑥	A①②③	A①②③	D⑩⑪⑫	D⑩⑪⑫	40時間00分						
			D週休		C週休		C週休		B週休 (⑬週休)		B週休 (⑭週休)		A週休		A週休 (⑮週休)	

- 【特徴】
- 勤務パターン 基本的には朝勤、昼勤、夜勤を2日間ずつ繰り返す
 - 拘束時間 9時間(休憩時間1時間を含む)
 - 交替班数 4班
 - 変形期間 4週間
 - 救急隊1隊あたりの配置人員 12人
 - 4週当たりの平均勤務時間:40時間00分
 - ①~⑫の字体に再任用職員を1人以上充てることで、週休を確保する

- 【長所】
- 連続した週休がある
 - 隊員はいつも同じメンバーで固定され、毎直メンバーが入れ替わることがない
 - 週休の曜日がすべての隊員に均等に配置されている
 - 超過勤務が発生しにくい

- 【短所】
- 2交替に比べ、4人の増員を要する
 - 週休の暦日の直前直後まで勤務が割り振られている
 - 深夜に勤務を終えた隊員の交通機関の確保が課題である

③30日間を単位とした交替制勤務

	1日	2月	3火	4水	5木	6金	7土	8日	9月	10火	11水	12木	13金	14土	15日	16月	17火	18水	19木	20金	21土	22日	23月	24火	25水	26木	27金	28土	29日	30月
A班-1	※	○	●	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	※	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	×	週
A班-2	○	※	●	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	×	週
A班-3	○	○	●	●	×	週	※	○	●	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	※	週	○	○	●	●	△	週
A班-4	○	○	●	●	×	週	○	※	●	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	※	●	×	週	○	○	●	●	△	週
A班-5	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	×	週	※	○	●	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	×	週
A班-6	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	×	週	○	※	●	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	※	●	×	週
A班-7	○	○	●	×	※	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	×	週	※	○	●	●	×	週	○	○	●	●	△	週
A班-8	○	○	※	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	×	週	○	※	●	●	×	週	○	○	●	●	△	週
A班-9	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	※	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	×	週	※	○	●	●	×	週
A班-10	○	○	●	●	△	週	○	○	※	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	×	週	○	※	●	●	×	週
B班-1	●	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	※	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	×	週	※	○
B班-2	●	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	※	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	×	週	○	※
B班-3	●	●	×	週	※	○	●	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	※	週	○	○	●	●	△	週	○	○
B班-4	●	●	×	週	○	※	●	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	※	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○
B班-5	●	●	△	週	○	○	●	●	×	週	※	○	●	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	※	週	○	○
B班-6	●	●	△	週	○	○	●	●	×	週	○	※	●	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	※	●	×	週	○	○
B班-7	●	×	※	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	×	週	※	○	●	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○
B班-8	※	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	×	週	○	※	●	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○
B班-9	●	●	△	週	○	○	●	●	※	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	×	週	※	○	●	●	×	週	○	○
B班-10	●	●	△	週	○	○	※	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	×	週	○	※	●	●	×	週	○	○
C班-1	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	※	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	×	週	※	○	●	●
C班-2	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	※	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	×	週	○	※	●	●
C班-3	×	週	※	○	●	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	※	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●
C班-4	×	週	○	※	●	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	※	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●
C班-5	△	週	○	○	●	●	×	週	※	○	●	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	※	週	○	○	●	●
C班-6	△	週	○	○	●	●	×	週	○	※	●	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	※	●	×	週	○	○	●	●
C班-7	※	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	×	週	※	○	●	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●
C班-8	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	×	週	○	※	●	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	※	●
C班-9	△	週	○	○	●	●	※	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	×	週	※	○	●	●	×	週	○	○	●	●
C班-10	△	週	○	○	※	●	×	週	○	○	●	●	△	週	○	○	●	●	×	週	○	※	●	●	×	週	○	○	●	●

- =昼勤
- =夜勤
- ×=明番
- 週=週休(6日毎に巡ってくる週休日)
- ※=指定週休日(日を個別に指定する週休日)
- △=時間指定週休(祝日と重なった場合は、他の日の明番に割り振る)

【特徴】

- 1 勤務パターン: 昼勤・夜勤・週休を2日間ずつ繰り返す
- 2 拘束時間: 昼勤務8時間45分、夜勤務15時間30分(昼夜ともそれぞれ休憩時間を含む)
- 3 交替班数: 3班
- 4 変形期間: 30日間
- 5 救急隊1隊あたりの配置人員: 9人
- 6 夜勤時の正規の勤務時間の調整で、日勤日の設定がない

【長所】

- 1 変形期間内の拘束時間が短縮されている

【短所】

- 1 正規の勤務時間数を日勤日の設定で調整するのではなく、夜勤の正規の勤務時間で行ったため、仮眠時間が4時間30分と短い